

# オバマ政権とアメリカ労働運動

篠田 徹

早稲田大学社会科学総合学術院教授

## 反目から蜜月へ：政権と労働運動

ABB (ALL BUT BUSH)。アメリカの政権交代の鉄則に倣って、発足以来オバマ政権は、イラクから環境、グアンタナモから遺伝子まで、ブッシュ政権の政策を次から次へと覆す。中でも労働運動との関係は、前政権が徹底した反労組だっただけに、現在の蜜月に見られるその転換ぶりは目を見張る。元々労組は民主党にとって最大の支持基盤の一つであり、選挙で最も頼りにする勢力の一つではある。だがオバマの場合は、労働運動との関係を自らがこの政権においてなさんとしている事、即ちアメリカの再建において、より一層戦略的に位置づけている觀がある。オバマ政権と労働運動の関係を考えるには、まずこの点を押えておかねばならない。以下ではまずそれを彼の就任演説から考える。

### しのだ とおる

1959年生。早稲田大学政治学研究科博士後期課程中途退学。専門は比較労働政治。北九州大学法學部専任講師、早稲田大学社会科学部専任講師、助教授を経て1997年より社会科学部教授。

著書に『世紀末の労働運動』(単著 岩波書店)、『2025年日本の構想』(共著 岩波書店)、『ポスト福祉国家とソーシャル・ガヴァナンス』(共著 ミネルヴァ書房)などがある。

## 伝統の再生

2009年1月20日、バラック・オバマ氏がアメリカ合衆国の第44代大統領に就任した翌日、日本の新聞は、彼の就任演説の話題で持ち切りだった。それらは一様に、選挙期間中の彼の心揺さぶる感動的なそれと対照的に、迫り来る艱難とそれに耐える心構えを説く厳肅なトーンに注目している。だが以下の部分を読み返すと、そこに彼の労働運動観が垣間見える。それを朝日新聞の訳で読んでみる。

我々の国の偉大さを再確認するとき、我々は、偉大さが決して与えられたものではないことに気づく。それは勝ち取らなければならないのだ。我々の旅は、近道でも安易なものでもなかつた。我々の旅には、仕事より娯楽を好み、富と名声の喜びだけを望むような、臆病者のための道筋ではなかつた。むしろ、我々の旅は、危機に立ち向かう者、仕事をする者、創造をしようとする者のためのものだ。それらの人々は、著名な人達というより、しばしば、無名の働く男女で、長い、でこぼこした道を繁栄と自由を目指し、我々を導いてきた人々だ。

我々のために、彼らは、わずかな財産を纏め、新たな生活を求めて大洋を旅した。我々のために、彼らは、劣悪な条件でせっせと働き、西部に移住し、鞭打ちに耐えながら、固い大地を耕した。我々

のために、彼らはコンコードやゲティスバーグ、ノルマンディやケサンのような場所で戦い、死んだ。しばしば、これらの男女は、我々がより良い生活を送れるように、手の皮が擦り剥けるまで、もがき、犠牲になり、働いた。彼らは米国を、個人の野望を合わせたものより大きく、生まれや富や党派の全ての違いを超えるほど、偉大であると考えていた。これが今日、我々が続けている旅なのだ。米国は依然として地球上で最も繁栄し、力強い国だ。我々の労働者は今回危機が始まった時と同様、生産性は高い。我々は相変わらず創意に富み、我々が生み出す財やサービスは先週や先月、昨年と同様、必要とされている。能力も衰えていない。しかし、同じ手を用いるだけで、狭い利益に拘り、面倒な決定を先送りする。そんな時代は確実に終わった。今日から我々は立ち上がり、埃を払って、米国再生の仕事に着手しなければならない。

何かこれと似たような風景を思い起こす心搖さぶる件だが、まずは咄嗟にブレヒトの詩「本を読む労働者からの質問」の一節が思い起こされる。

テーベの塔を建てたのは誰なのか  
書物には王たちの名が溢れている  
岩場から石を運んだのは王たちか  
万里の長城が出来たその夕暮れに  
石工たちはどこへ消えたのか

万里の長城を労働者に作らせたのは確かに秦の始皇帝である。だが普通、歴史書には始皇帝が作ったと書かれている。義務教育の教科書もそうである。だから試験で石工と書けば×になる。だがそれは基本的には支配者のそれこそ「上から目線」による叙述に他ならない。もしそうした考えに抗して、別の見方、例えば誰がこの社会を支えているのかという「下から目線」の歴史観を広めようとすれば、それは運動になる。この普通の労働者の偉大な物語を創り出すのが労働運動だとすれば、先の件を語るオバマ大統領

はその見方と考えてよかろう。そしてオバマ大統領が肖ろうとしているフランクリン・ルーズベルト大統領が、1930年代のニューディール時代に蘇えらせた労働運動の息吹を語る一節を呼んだ時、上記のオバマ大統領の演説の一節に感じた既視感の所以がわかつてくる。アメリカの代表的女性ルポルタージュ作家のメアリー・ヒートン・ボースが、当時の労働運動の躍進を描いた名著『労働の新勢力』の最後の部分がそれを確かめさせる。

労働とは誰のことか。我々全てだ。ものを作り、それを売り、田畠を耕し、ものを教え、書き物をし、科学的な発見をする、それら全ての人々が労働だ。その反対側にいるのが、暴利を貪る人であり、強請りであり、王侯貴族の様に振舞う産業家であり、好きな物が買えるか遊んで暮らせる人々である。これが今この国中を駆け巡っている考え方だ。この新しい労働の運動にはずっと依然に一人の代弁者がいた。彼の名はエイブラハム・リンカーン。そして今政治に参画しようとしている沢山の労働者は、リンカーンの言ったことを繰り返す。自分達には「人民の、人民による、人民のための」政府がある、或いはあるべきだと。リンカーンと労働は一つの考え方で一致している。すなわちこの国は間違いなく人民に属しているのであり、自動車王のヘンリー・フォード一家や鉄鋼王のメロン家の物ではない。リンカーンはかつてこう言った。全ての物の源は労働であり、良き政府の目的は労働者に彼が汗を垂らして働いて生み出した利益を出来るだけ彼に戻すことだと … ジョン・エル・ルイス（新興労働組合「産別会議」議長：篠田）は1937年の勤労感謝の日の演説でこう述べた… 国民の三分の二を占める労働に支えられる事なしに、アメリカの民主主義が立ち向かわねばならない大いなる問題は正しく解決されることはない。この労働の運動はアメリカの人々が購買力を再び付けるまで、すなわちアメリカの産業が造った製品を買いそれを消費する財力を持つまで止まることはない。この労働の運

動はこの国の富がより公平で公正な再配分がなされるまで止まることはない。この運動はこの国の社会秩序が公正と尊れと正直に基づいて再建されるまで止まることはない。この運動は独立宣言と憲法に書いてある事が、少数の特権者によってではなく全ての人々によって享受されるまで止まることはない。(Mary Heaton Vorse, *Labor's New Million*, New York: Modern Age Books, 1938,p.293, 295)。

上記の件を彼の演説と読み比べれば、なぜオバマ大統領は就任式に際してリンカーンが就任式に使った聖書の上に手を置いて宣誓し、再三に亘ってルーズベルト政権のニューディール政策を模範にし、金融界や自動車産業の重役のベラ棒な高給や豪華な社用施設を倫理的に批判したか、そしてなぜオバマ政権がこれから以下で詳述する労働政策に就任早々着手したかが理解されるだろう。この政権は独立以来、リンカーンやルーズベルト大統領がしたように、アメリカの労働を中心とした公正で持続可能な民主主義社会の伝統を復活させようとしているのである。そして正にその戦略的な要が労働運動の再建であり、それは労働組合だけの運動ではなく、アメリカ社会の主人公である労働の運動なのである。動き出したオバマの労働運動の今を以下で見ていく。

## オバマ政権の労働強化戦略

現段階でのオバマの労働運動づくりは、この間余りに懸け離れてしまった労使の力関係を近づけることにある。従ってオバマ政権の労働政策は労働者に力を与えることであり、それは中産階級として第二次大戦後のアメリカ社会の富と力と安定の源泉となってきた勤労家庭を再建することだが、それはさし当って労働組合の権利を強化することで、最初の作業を開始する事になる。というのもオバマ大統領は労働組合をブッシュ政権の様に問題ではなく解決策の一つだと考えているからである。ここに産業復興法という改革大綱とも言うべき法律の中で組合の設立を促し、

労働の復活によってアメリカ社会の再建を目指したルーズベルト大統領のニューディール政策との近似が見られる。以下で発足以来オバマ政権が矢継ぎ早に打ち出した労働政策を、時系列的に見ていく。

### (1) 女性の賃金差別

2009年1月29日、オバマは大統領として初めて法案に署名した。このリリー・レッドベター公正給与法 (Lilly Ledbetter Fair Paycheck Act) は、賃金差別に関する訴訟を起こし易くするための法律である。法案は2008年にも民主党から出されたが、上院で共和党から企業に対する訴訟を増やし民主党の支持勢力である法廷弁護士を潤すだけだと議事妨害 (filibuster) を受け廃案となつた。だが今回は共和党からも支持を得て上院を通過し就任1週間後の大統領の前に置かれた。

この法律に名前を冠された Lilly Ledbetter は70歳の女性、大手タイヤ・メーカー、グッドイヤーのアラバマ工場の夜勤管理職だった。同工場で19年勤続後、退職間近に同じ管理職の男性社員に比べ少ない報酬を受けていた事を知り、1963年制定の平等賃金法並びに1964年の公民権法に定める人種並びに性的賃金差別だとして、1998年に会社を訴えた。裁判で陪臣は彼女の訴えを支持したが、2007年に最高裁は、差別の告訴は差別が最初に行われたその日から180日以内になされねばならないという規定を理由に、彼女の訴えを棄却した。新しい法律は公民権法の上記の規定の、最初の差別が行われてから180日以内という部分を、いついかなる差別も行われてから180日以内と変えることで、例えば毎月の給与で彼女が知らぬ間に繰り返されてきた差別について、仮令それを最後の支給で見つけた場合でも訴えられるようになった。

オバマと妻のミシェルは大統領選挙の運動中にレッドベター氏に会い、その後彼女は性差別の解消、とりわけ家族のために毎日懸命に働く女性労働者に対するそれに取り組むというオバマの選挙公約の象徴として、予備選挙から大統領選挙まで演説会や女

性の会議にしばしば登壇してオバマへの支持を訴え、オバマが就任式前にワシントンへ乗り込んだ列車にも同乗、その後の就任式にも参加し、その夕刻の就任式恒例の舞踏会でも彼と踊り、勿論この法律の署名式にも立ち会った。その署名式の演説でオバマ大統領は、この法律はレッドベター氏自身が受けた差別には何ら効力を持たないにもかかわらず、彼女が次世代のために闘い続けた事を賞賛し、同様に自分はこの法律を自分の娘達に差別のないアメリカで皆と同じ夢を追い求める事が出来るようと署名したと述べた。<sup>1</sup>

人種差別のみならず組合をも排除し、低賃金労働を梃子に経済成長を遂げた南部で、数少ない組合の存在する企業で起きた性差別に、退職後一人で闘ってきた高齢白人女性に、名もない普通の労働者の社会的経済的公正実現という自らの主張を託し、しかも大統領就任後の最初の署名を彼女の訴えを聞き入れた法案に対して行ったオバマの労働運動戦略は、「革命的」の一語に尽きる。

## (2) 連邦政府の公共事業における組合活動の推進

公正給与法に署名した翌日の2009年1月30日、オバマ大統領は更に、連邦政府の公共事業契約とその契約企業の従業員に関する三つの大統領令に署名する。以下がその内容である。

一、政府契約における経費節約。連邦公共事業を請負った契約企業に対し、従業員に対して労働組合に加入するよう、或いは加入しないよう説得することを目的とした印刷物の作成・配布、コンサルタントの雇い入れ、関連する会合等の活動（例えば「組合潰し」として知られるような）に使った費用の払い戻しを拒否する。

二、連邦労働法で定められる従業員の権利についての告知。連邦の公共事業を請け負う全ての契約企業に対して、その従業員が労働組合に加入する、或いは加入しない権利を持つことを従業員に知らせる告知を掲示することを求め

る。ブッシュ政権において発布された大統領令では、連邦政府の公共事業を請け負う契約企業にその従業員が労働組合に加入しない権利があることを従業員に知らせる告知の掲示が求められていた。

## 三、服務契約下にある有資格労働者の継続雇用。全ての連邦政府の公共事業を請け負う際の契約の中に、全ての契約企業に対して前の契約企業が雇い入れた有資格労働者を引き続いて雇用する事を求める条項を含むことを必要とする。

上記三つの内一、二の二つは直接組合権に言及しているが、三も実際には契約更新の際の組合員の排除を防ぐ事を想定している事を示唆している点で、実質的に組合の権利を支持する命令と考えられる。

ちなみに連邦政府の公共事業や補助金事業はおよそ1,000万人の民間の雇用機会を直接創出し、これらに費やされる予算は間接的に更に民間企業で2,000万人にも上る雇用を生み、従ってこれらの政府支出はアメリカの労働者の5人の1人の雇用条件に影響を与えるものとされる。

これら三つの大統領令に署名する際、オバマ大統領は、「我々は強い労働組合なしに強い中産階級を持つことはできない。我々は労働者とその利益を代表する労働組合に公平な立場を与えねばならない」と宣言し、労働組合はアメリカ社会にとって問題を起こす存在ではなく、アメリカ社会が抱える問題を解決する一つの答えだと認識を示した。正に前政権時代と180度の転換である。ちなみにこの大統領令を伝えたある労働法関係のサイトでは、全国津々浦々に労働組合を行き渡らせることを国が保障せんとオバマ大統領が独自に立ち上がったと評した。<sup>2</sup>

## (3) 中産階級勤労家庭に関する大統領官邸特別委員会

オバマ大統領はこの署名式の後、バイデン副大統領と共に彼の政権の更なる親労働政策の発表を行った。中産階級勤労家庭に関する大統領官邸

特別委員会 (White House Task Force on Middle Class Working Families) 設置がそれである。委員会のサイトによれば、この委員会はアメリカの中産階級勤労家庭の生活水準向上を目的とし、関係閣僚から構成され、定例会議の他、労使並びに関係当事者の代表と議論の場を持つ。委員会の議長はバイデン副大統領が務め、他に労働、保健・福祉、教育、商務、住宅・都市開発、運輸、農務の各長官、国家経済会議、予算管理局、国内政策会議、経済諮問会議の夫々の長が参加する。この特別委員会はバイデン副大統領の主宰の下、関係閣僚と連邦政府の関係機関が広範に協力し、中産階級勤労家庭が直面する問題解決のため必要な行政改革を断行し、行政命令を提案し、法案作成や政策提起に務める。具体的な課題としては、

#### 一、教育機会の拡大と生涯に亘る職業訓練機会の提供

#### 二、ワークライフバランスの改善

#### 三、安全衛生を含む労働基準の強化

#### 四、中流勤労家庭所得の維持

#### 五、退職後の生活保障

が挙げられ、この他現在国民から広く意見を募っている。

なおホワイトハウスによれば、上記三つの大統領令は、中流勤労家庭に関する大統領官邸特別委員会の事業の一環と位置づけられている。

この特別委員会はその実質的な作業を、2009年2月27日に特別委員会の議長であるバイデン副大統領の地元フィラデルフィアで開催されるグリーン・ジョブに関する会議の開催を以って開始する。ここでは専門家から中産階級勤労家庭の再建のための雇用創出に関するグリーン・ジョブの可能性について意見を聴取する。先頃上下両院を通過し、大統領が署名した7,870億ドルの景気刺激策には、太陽熱や風力による発電を普及させるための施策も盛り込まれている。また環境問題に配慮した連邦政府施設や学校等の公共建築の新設や立替、関連公共事業への財政援助のための予算措置も取られている。こ

うした事業がどのような良質な雇用をどれ位生み出すのか。そのためにはどのような点が考慮されねばならないかが検討課題となる。

会議での第一部では、どの産業にグリーン・ジョブ創出の可能性があるか、それを現実にするためにどのような政策誘導が求められるか、そうしたグリーン・ジョブを担えるよう教育訓練された労働者を、政府と教育機関、関連民間非営利団体、そして労働組合による協力でいかに送り出す事が出来るか等が、経済や環境の専門家を招いて検討される。第二部ではそうしたグリーン・ジョブの創出から恩恵を受ける州政府や自治体、環境団体や産業界、そしてまちづくり団体や労働組合の代表から、それぞれの立場からグリーン・ジョブ創出に向けてどのような貢献が可能かが議論される。<sup>3</sup>

#### (4) 連邦政府の公共事業における事業労働協定締結の推進

(2) の大統領令が公布された約1週間後の2月6日、グリーン・ニューディール並びにそれをも含めた景気対策予算を通じた連邦政府による公共事業拡大を前提に、オバマ大統領は親組合的な四番目の大統領令に署名し、この大統領令は即日発効となった。この大統領令は連邦政府の行政機構に対して、連邦政府の公共事業の中で大規模な建設事業に携わる全ての請け負い契約を結んだ企業並びにその下請け企業に、一つないし複数の労働組合組織と交渉し、或いは一つないし複数の労働組合組織と事業労働協定 (Project Labor Agreement, PLA) を締結することを求めるものである。事業労働協定とは、上記の契約企業と一つないし複数の労働組合組織との団体交渉を通じて結ばれる、特定の建設事業に関する雇用の期間や条件を定める事前雇用協定のことである。上記の大統領令はその公布の理由として、事業労働協定は、「労働力の安定供給」を確保し、事業の進捗を遅らす「労使紛争」を回避することによって、「連邦政府の建設事業契約の効率的かつ迅速な竣工」を促進するものであると説明する。

この大統領令は総額2,500万ドル以上の建物や道路等の建設、改築、改修、補修事業に連邦政府の予算が提供された場合に適用されるとする。さらに大統領令は、事業労働協定が連邦政府の事業達成において、契約企業に資源を効率的に利用なさしめ、労使関係の安定をさせ、適正な労働安全衛生や公正な雇用機会の確保を司る法令や規則の遵守を確かなものとすると評価された。

この連邦事業に対する事業労働協定の貢献を認め、その積極導入を図った事は、クリントン政権並びにブッシュ政権時代にこれとは正反対の評価をされ、事業労働協定の締結を禁止したブッシュ政権時代の大統領令を覆した事になる。

元々アメリカの労使関係法の大宗である労働関係調整法（National Labor Relations Act）は、雇用者に対して労働組合組織と労使協定を締結することを強要したり禁止したりする法令や行政命令の公布を禁じている。但し最高裁は連邦政府が限定的な条件においてその原則を適用されない事を認めている。従って今回の大統領令の様に労使協定締結がもたらす公共善に積極的に言及したことは、やはり従来の解釈を踏み出したものと考えられる。

この大統領令は連邦調達規制委員会に公布後120日以内に上記内容の円滑な執行に必要な連邦調達規則の改定を求めており、さらに予算管理局長に対して労働長官や関連機関と協議し、大統領に対して公布後180日以内に、連邦政府との契約下にある建設事業並びに連邦から何らかの財政援助を受けたそれに関して、事業労働協定の拡大適用がそうした建設事業の経費節減をもたらし、かつ効率的で予定工期での竣工を促進するかものであるかについて建議する事を求めている。

この大統領令に対して、それまでの三つの大統領令公布時と同様、当然にも労働組合とりわけ建設関連のそれは賞賛の声を挙げた。建設事業に必要な運輸労働者を多く組織するチームスターズのホッファ会長は、「また一つ、ホワイトハウスに我々勤労家庭の擁護者がいる事がどんなに有難いことかが証

明された」と述べた。<sup>4</sup>

## （5）その他の課題

以上が2009年3月初頭現在で確認出来たオバマ政権の労働政策の中味である。勿論この他にも長く労働組合が主張し、オバマの選挙公約にもなっている国民医療保険や従業員自由選択法が、オバマ政権によって今後どう扱われるかに大きな関心が集まっている。国民医療保険については、政権はまず保健医療の現状を検討することから始める様で、ホワイトハウスは3月後半から今の所2ヶ月程の間カリフォルニア、アイオワ、ミシガン、ノースカロライナ、バーモントで地域集会を開き、関係者から広く草の根の意見聴取を図る計画を発表している。これに続いて導入を巡る議論が開始されると思われる。<sup>5</sup> 従業員自由選択法（Employee Free Choice Act）については、オバマ大統領もホワイトハウス、そして労働省も今の所表立った発言を控えている。

この法案は簡潔に述べれば、組合に加入するか否かを決定するより大きな自由を労働者に与える事を目的としている。そのため労組の設立を司る法規である現行の労働関係調整法や労働関係調整局が監督するその過程に関して、明らかに労働者にとって労働組合を設立し、使用者と団体交渉を持つに当って、例えば使用者の不当労働行為に対する厳罰化などによって障害となっている事項を廃し、労働者に署名による組合設立を可能にする等の新たな手続きの導入が意図されている。

同法案は既にブッシュ政権下でも下院を通過し上院で成立一歩手前までいった。労働組合がオバマ政権に最も期待するのも本法の成立であり、そのために労組が全力を擧げてオバマ選挙に協力ただけに、政権が法案成立に努力するのは当然だが、この法案に強く反対する経済界がバックの共和党と全面対決は不可避なだけに、上程時期が焦点となっている。経済危機下で議会の全面協力を必要とするオバマ政権としては、当面法案が3月上程される議会での推移を見守ると思われる。また同様にクリントン政権

時代から労働組合から非常に不評を買っていた北米自由貿易協定の改定にも、オバマは選挙期間中言及していたが、これについても現在の所目立った動きは見られない。

これらの懸案政策課題については新たな展開が見られた時に、再び詳報することとしたい。 ■

#### 《注》

- 1 “House clears bills to foster wage fairness,” The Boston Globe, January 10, 2009; Kate Pickert, “Lilly Ledbetter,” TIME, Jan 29, 2009,  
<http://www.time.com/time/nation/article/0.8599,1874954,00.html> (Downloaded on 2009/03/07); “Obama Signs Lilly Ledbetter Act,” Washington Post, January 29, 2009,  
[http://voices.washingtonpost.com/44/2009/01/29/obama\\_signs\\_lilly\\_ledbetter\\_ac.html](http://voices.washingtonpost.com/44/2009/01/29/obama_signs_lilly_ledbetter_ac.html) (Downloaded on 2009/03/07)  
Amanda Scott, “Lilly Ledbetter Endorses Barack Obama and Joe Biden,”  
<http://my.barackobama.com/page/community/post/amandascott/gG4Wj> (Downloaded on 2009/03/07); “Ledbetter v. Goodyear Tire & Rubber Co.,”  
[http://en.wikipedia.org/wiki/Ledbetter\\_v.\\_Goodyear\\_Tire\\_&\\_Rubber\\_Co.](http://en.wikipedia.org/wiki/Ledbetter_v._Goodyear_Tire_&_Rubber_Co.) (Downloaded on 2009/03/07) ;
- 2 “Obama’s Anti-Non-Union Federal Contractor Executive Orders,” The Ohio Layers, February 5, 2009  
<http://theohiolaborlawyers.wordpress.com/2009/02/05/obamas?anti-non-union-federal-contractor-executive-orders/>
- 3 (Downloaded on 2009/03/07) ;  
“President Obama Signs Three Executive Orders Affecting Federal Contractors,” Dennis Westlind, World of Work, February 2, 2009  
<http://ident-obama-signs-three-executive-orders-affecting-federal-contractors/>  
(Downloaded on 2009/03/07) ;  
Carol E. Lee, “Biden to head new middle-class task force,” POLITICO, December 21, 2008  
<http://www.politico.com/news/stories/1208/16778.html>
- 4 3 “About the Task Force,” WHITE HOUSE BLOG January 30, 2009  
[http://www.whitehouse.gov/blog\\_post/about\\_the\\_task\\_force\\_1/](http://www.whitehouse.gov/blog_post/about_the_task_force_1/) (Downloaded on 2009/03/07) ;  
“Middle Class Task Force Holds First Meeting in Philadelphia Focus is on Green jobs,” WHITE HOUSE-PRESS OFFICE, February 27, 2009  
[http://www.whitehouse.gov/the\\_press\\_office/Middle-Class-Task-Force-Holds-First-Meeting-in-Philadelphia-Focus-is-on-Green-Jobs/](http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Middle-Class-Task-Force-Holds-First-Meeting-in-Philadelphia-Focus-is-on-Green-Jobs/) (Downloaded on 2009/03/07) .
- 5 4 “President Obama Issues Fourth Pro-Union Executive Order,” jackson|lewis,  
<http://www.jacksonlewis.com/legalupdates/article.cfm?aid=1634>
- 5 5 “White House to hold healthcare forums across U.S.,” REUTERS, March 6, 2009,  
<http://jp.reuters.com/article/topNews/idUSTRE51O7SP20090306?feedType=RSS&feedName=HealthNews> (Downloaded on 2009/03/07) .